

山形ロイヤル病院指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団明理会が開設する山形ロイヤル病院指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な居宅介護支援事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 (1) 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(2) 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供にあつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

(4) 指定居宅介護支援事業所は、事業の運営に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 山形ロイヤル病院指定居宅介護支援事業所

(2)所在地 山形県東根市大森2丁目3番6号 山形ロイヤル病院内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2)介護支援専門員 4名以上

介護支援専門員は居宅サービスの計画の作成を行うとともに、作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日の12:45から1月3日までを除く。

(2)営業時間 8:45から17:45分までとする。ただし、土曜日は、8:45から12:45までとする。

(3)電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1)居宅介護支援の提供方法

- ・相談を受ける場所 自宅、サービス事業所の相談室・会議室等
- ・アセスメント 利用者、家族に面接し、抱えている問題や解決すべき課題を分析する。
- ・サービス担当者会議の開催 介護支援専門員は、当該居宅サービス計画の原案の内容について、指定居宅サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めるため、サービス担当者会議を開催する。
- ・居宅サービス計画の作成
- ・モニタリング 居宅サービス計画の実施状況について、毎月評価を行う。
- ・課題分析の方法 居宅サービス計画ガイドライン方式

(2)居宅介護支援の内容

- ・居宅サービス計画作成
- ・指定居宅サービス事業所等との連絡調整
- ・介護保険施設への紹介
- ・利用者に対する相談援助業務
- ・その他利用者に対する便宜の提供

(3)利用料 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスの場合は利用者からの徴収はない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東根市、天童市、村山市の地域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第8条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援利用者又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応・損害賠償)

第9条(1) 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

(2)事業所は、居宅介護支援の提供に伴い事業所又は介護支援専門員の責め帰すべき事由に

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生またはその再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の適正化の推進)

第 11 条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 12 条 (1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務 継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第 13 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(就業環境の確保)

第 14 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条(1) 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。

(2)従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(3)従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業員との雇用契約の内容とする。

(4)この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団明理会と事業者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 11 月 1 日一部改正

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 19 年 4 月 1 日一部改正

平成 20 年 12 月 1 日一部改正

平成 23 年 12 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 6 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正